

理事長声明

「歯科医師の医科麻酔科研修ガイドライン」遵守

2002年、歯科医師の医科麻酔研修の質的向上、安全性の確保、研修の統一化に資することを目的に「歯科医師の医科麻酔研修のガイドライン」が策定された。その後、ガイドラインを遵守せず、医科麻酔のマンパワー不足を補う形で歯科医師を雇用している実態が明らかとなり、医師法違反に問われる事態となった。

その後2008年に同ガイドラインが改定され、以下の内容が記載された。

- ① 麻酔の責任者が研修指導者（麻酔科医師）であることの明確化
- ② 患者に対し、歯科医師が研修の目的で麻酔に参加することを説明し同意を得ること
- ③ 研修を受ける歯科医師が研修開始時・修了時にインターネットを通じて日本歯科麻酔学会へ登録・報告

一方、2019、2020年度と二度にわたって行われた研修実施状況調査によって以下のような実態も明らかとなった。

- ✓ 「求めに応じて断続的に指導」、「原則として研修歯科医に任せる」26.0%
- ✓ 「文書あるいは口頭の包括同意を得ている」34.3%、あるいは「同意を得ていない」7.2%
- ✓ 「研修歯科医師を主麻酔管理者として記入している」41.1%
- ✓ 「1年を超える研修を行っている」43.9%
- ✓ 「ガイドラインを理解していない、あるいは読んでいない」75.8%

日本麻酔科学会認定病院においては、医師法ならびにガイドラインに準拠した上で歯科医師の医科麻酔研修を行っていただくよう、再度お願いする次第である。

なお、医科麻酔研修を行う歯科医師がどのような麻酔科研修（到達点）を希望するのかを調査し、研修内容や期間を再検討する予定である。

以上